

航空交通管制（改正）

昭和50年6月

外務省

昭和50年5月の日米合同委員会において次のように合意された。

1. 日本政府は、米国政府が地位協定に基づきその使用を認められている飛行場およびその周辺において引続き管制業務を行うことを認める。
2. 米国政府の行う右管制業務の方式および最低安全基準は少なくともICAO基準と同等なものとする。
3. 米国政府は、右管制業務が必要でなくなった場合には、日本政府に対して事前通報を行った上で、これを廃止する。
4. 日本政府は、米国政府の要請に応じ、防空任務に従事する航空機に対しては、航空交通管制上の便宜を図る。
5. 米国政府は、軍用機の行動のため空域の一時的留保を必要とする時は、日本側が所要の調整をなしうるよう、十分な時間的余裕をもって、その要請を日本側当局に対して行う。
6. 航空交通管制に関する昭和27年6月および昭和34年6月の合意は失効する。航空機の事故調査および捜索救難に関する昭和27年の合意は別個の合意により終了、代替又は修正されるまで有効とする。

（注 在日米軍による測図飛行、第3国機飛来の許可に関する米軍との協議、気象情報の交換、保安管制等にかかる規定は削除された）